

鳥取地方最低賃金審議会

第1回 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和 8 年 9 月 17 日 (木) 9 時 00 分 ~ 9 時 43 分			
開催場所	鳥取労働局 4階大会議室			
出席状況	公益を代表する委員	出席	2 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席	3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席	3 人	定数 3 人
主要議題	(1) 部会長・部会長代理の選出 (2) 鳥取県各種商品小売業最低賃金専門部会の運営について (3) 鳥取県各種商品小売業最低賃金に係る改正決定の必要性の審議について (4) その他			
議 事 要 旨				
(1) 部会長に佐藤委員、部会長代理に道前委員が選出された。 (2) 公開の取扱いとされた。 (3) 労使双方から改正決定の必要性についてのそれぞれの意見が述べられ、全会一致で「改正の必要性なし」と結審され、専門部会報告書が作成された。 【主張内容及び考え方】 労働側：労働協約上の賃金の最も低い額である金額（1,075 円）を改正決定された鳥取県最低賃金額（1,090 円）が上回っている状況であり、改正の必要性はない。 来年度の審議については、近年は地域別最低賃金の引上げ幅が大きいため、申出時の金額と必要性審議の際の地域別最低賃金との間にズレが生じている。申出時期の変更を考えており、1 年かけて検討を進め、スケジュールの見直し、新たな審議のあり方などについて提案したいと考えている。 使側：労働協約上の賃金の最も低い額である金額（1,075 円）を改正決定された鳥取県最低賃金額（1,090 円）が上回っている状況であり、改正の必要性はない。 来年度の審議については、使用者側委員は特定最低賃金の本来の目的からみて現在は「特別扱いをしなくてもよい状態に近づいている」との理解のもと、それでも審議を行う場合、(1) 申出時期の変更に伴う労使交渉への圧力を避けること、(2) 申出や審議に当たっては複数企業の実態を反映した申出、審議が必要であることを考えているので申出、審議の際に留意してほしい。 公益：労働協約上の賃金の最も低い額である金額（1,075 円）を改正決定された鳥取県最低賃金額（1,090 円）が上回っている状況であり、改正の必要性はない。 (4) 事務局から次回の最低賃金審議会の開催日程について説明があった。				